

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 当居宅介護支援事業所が提供するサービスの内容

(1) 当居宅介護支援事業所(以下当事業所といいます)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。(この行為を以下居宅介護支援と呼びます。)

(2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。

(3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることがないように公正中立に行います。

利用者は複数の事業所の紹介を求める事が可能です。

なお、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。前6か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等の利用状況は別紙のとおりです。

前6か月間については、毎年度2回、次の期間における当事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期(3月1日から8月末) ②(9月1日から2月末)

(4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になるようなことの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。入院する場合、ご自宅での日常生活の様子や利用していたサービス等の情報を入院先の医療機関と共有いたします。退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、ケアマネジャーの連絡先入院時、病院等にお伝えください。

(5) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められた場合は説明を行います。

(6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的な情報提供、説明等を行います。

## 2. 当事業所の概要

### (1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名:ほろむい介護相談センター

所在地:岩見沢市幌向北2条1丁目611番地108

介護保険指定番号:0175700574

サービス提供地域:岩見沢市、美唄市、三笠市、江別市、栗山町、南幌町、新篠津村

### (2) 当事業所の職員体制

管理者(介護支援専門員) 1名

介護支援専門員 2名



- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

#### 5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

#### 6. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります)

#### 7. 個人情報の使用及び秘密保持

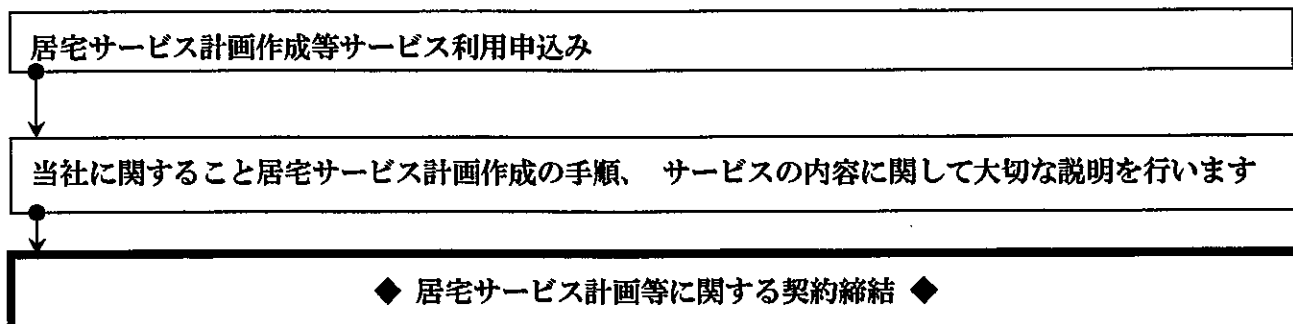
当事業所は、居宅介護支援を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、第三者に知らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

居宅サービス計画の作成及び作成された居宅サービス計画に沿った円滑なサービス提供を行うために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連絡調整において、個人情報を関係者に提供することが必要である連絡調整において、個人情報を関係者に提供することが必要である場合は、あらかじめ利用者に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する情報を説明し、書面にて利用者の同意を得ます。

#### 8. 業務継続計画の策定など

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 9. サービス提供の標準的な流れ



※市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行います。

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

地域の複数の在宅サービス事業所の内容や、料金等の情報をお伝えし、利用するサービスや事業所を選んでいただきます

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います  
(サービス担当者会議の実施)

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

◆ サービス利用 ◆

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

## 附則

この規定は平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は平成 21 年 5 月 14 日から施行する。

この規定は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。


この規定は令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

居宅介護事業者

主たる事業所の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611-127
名称	株式会社 一条
代表取締役	高木 祐 幸 
電話番号	0126-26-5673
FAX	0126-26-6282
説明者	介護支援専門員
氏名	印

私は本書面に基づいて説明者より上記重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_